

PTA 規約



吹田市立南千里中学校

吹田市立南千里中学校 PTA 規約

第 1 章 名称および事務局

- 第 1 条 この会は吹田市立南千里中学校 PTA という。
- 第 2 条 この会の事務局を吹田市立南千里中学校内におく。

第 2 章 目的および活動

- 第 3 条 この会は保護者と教職員が協力して家庭と学校と社会における生徒の健全な成長をはかることを目的とする。
- 第 4 条 この会は前条の目的をはたすために次の活動を行う。
1. 学校と協力し生徒の生活指導と教育環境の整備充実をはかる。
 2. 学校と家庭との緊密な連絡によって会員相互の研修と親睦をはかる。
 3. その他目的の達成に必要な活動を行う。
- 第 5 条 この会は次の方針に沿って活動する。
1. この会の目的をはたすために他の団体や機関と協力する。
 2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利的行為は行わない。

第 3 章 会 員

- 第 6 条 この会の会員はこの学校に在籍する生徒の保護者（父母またはそれに準ずる者）とこの学校に勤務する教職員とする。
- 第 7 条 この会の会員は吹田市 P T A 協議会の会員となる。

第 4 章 会 費

- 第 8 条 この会の経費は会費およびその他の収入をもってこれにあてる。会費は 1 世帯あたり年額 2, 4 0 0 円とする。
- 第 9 条 この会の経費は総会によって承認された予算に基づいて支出される。

- 第10条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
- 第11条 収支予算の更正、執行にともなう調整の必要のあるときは、役員会、運営委員会の承認を受けてこれを行い、総会に報告するものとする。
- 第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第5章 役員・会計監査および委員

- 第13条 この会の役員は次のとおりとする。
1. 会長 1名
 2. 副会長 2名（役員が必要と判断した際には1・2名程度増員できる）
 3. 書記 2名
 4. 会計 3名（うち1名は教職員）
- 第14条 役員は4月1日から就任し、任期を1年とする。
- 第15条 公選による公職者及びその立候補は役員になることができない。
- 第16条 役員の仕事は次のとおりとする。
1. 会長は会務を総務し、この会を代表する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 3. 書記は会務を処理し、会の記録作成にあたる。
 4. 会計は会の経理事務にあたり、財務を管理する。
- 第17条 この会に2名の会計監査をおく。会計監査は会計を監査し、その結果を総会において報告する。
- 第18条 この会の委員は次のとおりとする。
1. 学級委員
 2. 専門委員
 3. 指名委員
- 第19条 役員および委員の選出については細則で定める。
- 第20条 会計監査の選出および任期は役員に準ずる。
- 第21条 教職員は学校運営ならびに教育上の必要に応じて役員会、各種委員会に出席して意見を述べるができる。

第6章 会 議

第22条 この会を運営するために次の会を設ける。

1. 総会
2. 運営委員会
3. 役員会
4. 委員会

第23条 総会は次のとおりとする。

1. 総会は全会員で構成され、この会の最高決議機関である。
2. 総会は会長がこれを招集し、議長は会員の中より選出する。
3. 総会は定期総会と臨時総会とする。
 - 1) 定期総会は年2回とし、役員を選出、予算、決算、年間活動計画、その他重要な事項について審議を行う。
 - 2) 臨時総会は、会長または運営委員会が必要と認めたとき、あるいは会員の1/5以上の要求があったときには20日以内に開催しなければならない。
4. 総会は会員の1/3以上の出席を必要とし、その議決は出席者の過半数でこれを決める。本項は委任状をもって出席にかえることができる。
5. 総会の開催日時、場所および議題は5日前までに会員に通知しなければならない。
6. 総会は原則開催とする。開催が難しい場合は書面もしくはそれに準ずる方法による審議および議決も可とする。

第24条 運営委員会は次のとおりとする。

1. 運営委員会は役員、学級委員長、副委員長、各専門委員長、副委員長、指名委員長、副委員長ならびに校長、教頭をもって構成される。
2. 運営委員会は会長が招集する。
3. 運営委員会は各委員会から提案された活動内容およびそれともなう予算配分を討議承認し、また総会に提案する議案についての協議その他必要な事項の処理を行う。
4. 運営委員会は毎月1回の定例委員会のほか会長が必要と認めたとき開催する。

第25条 役員会は必要に応じて会長が招集し、会の運営などについての協議を行う。

第26条 委員会は学級委員会、専門委員会、指名委員会とし、各委員会はその委員長がこれを招集し、その委員会の会務を処理する。また、地域や学校から要請のある行事などに参加・協力する。

1. 学級委員会—学級委員をもって構成

(各学年より委員を選出し全学年でひとつの学級委員会を組織)

1) 学年の保護者ならびに学年担任教員との連絡

2) 学校の施設、教室の環境美化、整備などの仕事をうけもつ。

2. 専門委員会—専門委員会は各学年より選出された委員をもって構成し、広報・生活の各委員会および特別委員会とする。

イ) 広報委員会—会員相互の理解を深め、会の活動を推進するための意見交換、情報伝達に関する仕事をうけもち、機関紙を発行する。

ロ) 生活委員会—保護者と学校の連絡、生徒の地域・家庭生活の指導に協力するなどの仕事をうけもつ。

ハ) 特別委員会—その他の活動について総会または運営委員会が必要と認めたときにおくことができ、その任務終了とともに解散する。

3. 指名委員会—指名委員会は、1・2年の各学年より選出された委員をもって構成し、役員候補者の選出に関する仕事をうけもつ。

第27条 イベントサポーター

委員選出後、役員や委員を担うことのなかった第3学年のすべての会員で構成する。年間を通して、地域や学校から要請のある行事等に参加・協力する。

細 則

第 1 章 役員の選出

- 第 1 条 役員の選出は次の項目に留意する。
1. 指名委員は役員の候補者になることはできない。
 2. 候補者の指名は本人の同意を得なければならない。
 3. 指名委員会は役員候補者の指名を総会の 5 日前までに全会員に通知しなければならない。
 4. 指名委員は重大な理由がある場合、運営委員会の承認のもと指名委員を降りることができる。
- 第 2 条 役員に欠員が生じたときは運営委員会で後任者を決定することができる。任期は前任者の残務期間とする。

第 2 章 委員の選出

- 第 3 条 委員は各学年全会員の互選もしくはそれに代わる方法により選出され、学級委員会、広報委員会、生活委員会、指名委員会(1・2年のみ)のいずれかに所属する。
- 第 4 条 学級委員会をはじめとする各委員会は、互選により委員長 1 名、副委員長 1 名を選出する。
ただし、広報委員会のみ委員長 1 名、副委員長 2 名を選出する。
- 第 5 条 各委員の任期はいずれも 1 年とし、再任することができる。

第 3 章 選出ガイド

- 第 6 条 役員、委員の選出詳細およびイベントサポーターの活動詳細については選出ガイドによって定める。選出ガイドは、毎年の役員が本規約の定める範囲において状況に応じて作成運用する。

第 4 章 改 正

- 第 7 条 この細則は運営委員会において 2/3 以上の賛成があれば改正することができる。

附 則	この規約及び細則は昭和55年	9月10日から施行する。
	この規約及び細則は昭和57年	2月25日一部改正。
	昭和62年	2月28日
	平成2年	2月17日
	平成7年	2月25日
	平成12年	2月5日
	平成12年1	2月2日
	平成15年	2月15日
	平成17年	2月5日
	平成21年	2月28日
	平成22年	2月13日
	平成23年	2月19日
	平成29年	2月18日
	平成31年	2月2日
	令和2年	2月8日
	令和3年	2月15日
	令和6年	3月14日
	令和7年	3月8日
	令和8年	5月22日